

京都市からのお知らせ

事業者が排出するごみの減量をさらに推進するため、このたび「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を改正しましたので、お知らせします。

1 事業用大規模建築物新築時の事業系廃棄物の減量計画書制度の創設

事業の用に供する大規模な建築物の新築等をされる方（事業用大規模建築物建築主）は、当該建築物における事業系廃棄物の減量に関する計画を作成し、市長に提出していただきます。

（１）対象となる方

事業の用に供する部分の床面積が1,000平方メートル以上の建築物を新築、又は1,000平方メートル以上の増築、改築等を行う建築主を対象とします。

（２）義務付けの内容

ア 計画書の内容

新築等をする建築物において行うことが予定される事業の内容、その建築物から排出される事業系廃棄物の種類、発生量の見込み、再生利用の方策に関する事項等を本市が定める様式に記載していただきます。

イ 提出時期等

本市と事前相談していただいたうえで、建築確認申請等の前に、事業系廃棄物保管場所設置届と併せて届け出ていただきます。概ね、建築確認申請の1週間前までに御提出ください。

ウ 本市からの指導等

御提出いただいた計画書に基づいて、その建築物の使用開始までの間に、建築主又は使用予定の事業者に対して、事業ごみの減量や分別・再資源化に関する指導や助言をさせていただくことがあります。

2 特定食品関連事業者への事業系廃棄物の減量計画書制度の対象拡大

現行条例で減量計画書の提出対象となっている事業の用に供する面積が1,000㎡以上の大規模建築物の所有者に加え、事業系廃棄物の排出の量が相当程度多い食品関連事業者（特定食品関連事業者）にも、事業系廃棄物の減量に関する計画を作成し、市長に届け出ていただきます。

(1) 対象となる方

ア 対象となる業種

食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）に規定する食品関連事業者である、食品の製造・加工等を行う事業者、食品販売を行う事業者、飲食店、ホテル・旅館及び結婚式場などの飲食物を提供する事業者を対象とします。

イ 対象となる事業者の規模

市内にある店舗その他の事業所の床面積の合計（バックヤードや厨房等事業活動に使用する部分の全てを含みます。）が3,000平方メートル以上の事業者を対象とします。

なお、フランチャイズチェーン等の加盟業者の事業所は、その親業者の事業所の面積に算入することとします。

(2) 義務付けの内容

ア 計画書の内容

京都市内の事業所から発生する事業系廃棄物について、事業系廃棄物の減量を組織的に行うための基本方針、店舗等から排出される事業系廃棄物の種類、発生量の前年度の実績及び当該年度の見込み、再生利用の方策に関する事項等を、本市が定める様式に記載していただきます。

なお、フランチャイズチェーン等の加盟業者の事業所から発生する廃棄物については、親業者がまとめてこの計画書に記載することとします。

イ 提出時期等

毎年4月1日から翌年の3月31日までにに関する計画書を、その年の6月30日までに提出していただきます。

ウ 立入指導等

提出していただいた計画書に基づいて、本市の職員が対象事業者の事業所を訪問し、事業ごみの減量及び分別・再資源化等に関する指導や助言をさせていただきます。

3 施行期日

この条例改正は、平成23年4月1日に施行します。

なお、事業用大規模建築物新築時の減量計画書については、平成23年4月1日以降に建築確認申請を行うものを対象とします。

<問い合わせ先>

〒604-0924

京都市中京区河原町通二条下る一之船入町 384 番地 ヤサカ河原町ビル 8 階
京都市環境政策局循環型社会推進部事業ごみ減量推進課

T E L 075-366-1394 F A X 075-213-0453

メール jigygomi@city.kyoto.jp